

第3回(9月)定例会(9/2~9/14)

あらまし

令和3年9月2日~9月14日の13日間の会期で開催され、町長報告3件、人事案件3件、条例4件、決算8件、補正予算6件、その他1件が提出され、全て可決・同意されました。また、最終日には町長よりその他2件、議員提出議案2件が追加され、可決されました。

過疎地域持続的発展計画策定 令和3~7年度(前期)

なぜ過疎計画をつくるの??

過疎地域からの自立に向けて、持続可能な地域社会の形成及び地域資源などを活用した地域活力の更なる向上の実現をするために作成します。

基本方針

1. 町の魅力を活かした「人と地域づくり」
2. 町の特性を生かした「しごとづくり」
3. 安全安心して快適に暮らせる「くらしづくり」

重点的に進める取り組み

○移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

「広域観光推進事業」では、「道の駅あいづ湯川・会津坂下」でのイベント、まちなかハイキング等を通じた町の魅力発信を行い、「地域おこし協力隊活用事業」では、移住者目線での地域づくり活動、地域活性化を図ることによる、会津坂下町と都市部に住む方との地域間交流の促進を行います。また、「定住支援事業」では「お試し居住用住宅」、「空き家バンク」を活用した移住・定住の促進を行います。

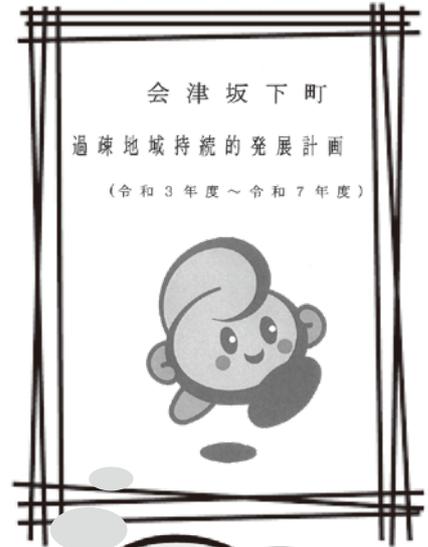
○子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

「乳幼児・児童医療費助成事業」では、18歳までの医療費の全額補助、「放課後児童健全育成事業」では、小学1年生から3年生児童の放課後や長期休み中の子どもの預かりを行ってきましたが、さらに安心して子どもを産み育てられる環境を整備します。

また、「一人暮らし高齢者生活支援事業」では、高齢者世帯へ安否確認を兼ねた臨戸訪問を実施し、「介護予防・地域での支え合い事業」では、町独自の在宅福祉サービスや、介護予防事業を総合的に実施して、高齢者の生きがいのあるまちづくりを目指します。

○地域における情報化

「地方税電子化事業」では、電子申告の普及拡大による情報化推進と行政サービスの向上を図り、「地域インターネット活用事業」では、町ホームページ運用、住民と行政の情報共有体制の構築を図ることで、様々な手法での情報発信により、地域の誰もが安心して恩恵を受けられるまちづくりを推進します。



令和7年度までの
人口を14,833人
にすることを目指します!
令和3年9月末現在
15,181人

条 例

議案第 52 号 会津坂下町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第 53 号 会津坂下町手数料徴収条例の一部を改正する条例

マイナンバーカードの運用を促進するため「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されたことに伴い、町の条例の一部を改正しました。

議案第 54 号 会津西部斎苑運営基金条例を廃止する条例

この基金は、会津西部斎苑の将来的な大規模改修に備えるため、平成元年に基金を創設しました。現在、会津坂下町・湯川村・柳津町・三島町・金山町・昭和村の6町村で組織する「会津西部斎苑運営連絡協議会」で運営及び管理しており、斎苑の管理運営費や施設整備の維持修繕等については過去3ヶ年の火葬件数で按分し負担していることから、基金の役割は無いものと判断し、条例を廃止しました。なお、基金残額7,239万6,708円は公共施設整備基金に全額積立てます。

議案第 55 号 会津坂下町土地開発基金条例を廃止する条例

この基金は、公共用に活用する土地を取得するため、昭和46年に創設しました。これまで道路2件、その他12筆、合計14筆で2億8,365万2,104円分の土地を購入しました。社会情勢の変化により大規模な公共用地の取得がないため、令和2年度をもって会津若松地方土地開発公社が解散及び清算されたことにより条例を廃止しました。なお、基金残額25万7,424円は公共施設整備基金に全額積み立てます。

予 算

一般会計		予算総額	増減	主な補正内容
一般会計補正予算(第3号)		78億4,090万4,000円	1億6,701万6,000円 ^増	町道改修、新型コロナワクチン接種延長など
特別会計		予算総額	増減	主な補正内容
国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		18億431万6,000円	70万7,000円 ^増	繰越金の確定によるもの
介護保険特別会計補正予算(第2号)		24億3,966万4,000円	6,457万2,000円 ^増	介護予防住宅改修費の追加、繰越金の確定など
後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		1億8,556万8,000円	947万円 ^減	保険料の補正、繰越金の確定など
下水道事業特別会計補正予算(第2号)		5億4,484万7,000円	415万7,000円 ^増	坂下東浄化センター脱水ベルトの更新など
企業会計		収入総額(税込)	増減(税込)	主な補正内容
水道事業会計補正予算(第2号)	収益的収支	1億3,170万4,000円	104万5,000円 ^増	県道赤留塔寺線排水管敷設替工事に伴う消火栓移設工事費、中央監視室計装基盤改修工事費など
	資本的収支	2億7,790万6,000円	378万4,000円 ^増	

審議案件に対する賛否の状況（賛否が分れた議案）

件名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
	目黒克博	蓮沼文明	物江政博	赤城大地	横山智代	渡部正司	小畑博司	佐藤宗太	山口享	渡部順子	五十嵐一夫	酒井育子	青木美貴子	水野孝一
議案第 61 号 令和 2 年度会津坂下町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	○	×	○	○	×	○	×	×	○	○	×	○	○	議長
議案第 63 号 令和 2 年度会津坂下町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	○	×	○	○	×	○	×	×	○	○	×	○	○	議長
上記以外の議案は賛成全員で可決しました。 ○：賛成 ×：反対 欠：欠席 議長は採決に加わりません														

議員提出議案第 5 号 意見書を全会一致で関係省庁へ提出 議員提出議案第 6 号

『コロナ禍による厳しい財政状況に対処し 地方税財源の充実を求める意見書』

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしている中で、地方財政は厳しい状況にあります。このような状況において、地域の実状に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の充実が不可欠であることから、国に対しその実現を強く求める内容です。

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣

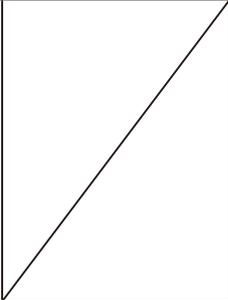
『新型コロナ禍による米危機の 改善を求める意見書』

コロナ禍による相次ぐ緊急事態宣言等の発令で、需要減少に歯止めがかからず、2020年産米の販売不振と米価下落は底なしの状態です。2021年産米価格も暴落し、大規模経営でも米作りから撤退することにつながりかねません。農業者の経営と地域経済を守るために、従来の政府的枠組みにとられない対策を求める内容です。

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣

請 願 ・ 陳 情 の 審 査

請願名	提出者	委員会	本会議
請願第5号 国に対し「国民投票法の一部を改正する法律の附則に規定された事項と憲法を取り巻く議論を同時並行で進め、活発な憲法論議を行うことを強く求める意見書」の提出を求める請願	「美しい日本の憲法をつくる福島県民の会」共同代表 神道政治連盟 福島県本部長 安部 匡俊 河沼支部会員 戸内 英景	総務産建 継続審査	
請願第6号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願（案）	会津農民運動連合会 会長 根本 光一	総務産建 採択	採択

討
論

請願について
私はこう考える



賛成 小畑博司 議員

今年の米価は生産費を下回るような暴落も予想される状況になりつつあります。

生産の意欲を保ち、農業経営を継続していくためにも政府に訴えて行くべきです。



人 事 案 件

<p style="font-size: 1.5em; font-weight: bold; text-align: center;">同意</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">教育委員会委員</p> <p>氏名 和田 至法氏（新任） 住所 茶屋町在住 任期 令和3年10月1日～ 令和7年9月30日</p> <p>議長を除く13名による無記名投票により、賛成多数で同意されました。</p>	<p style="font-size: 1.5em; font-weight: bold; text-align: center;">同意</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">人権擁護委員</p> <p>氏名 大島 悦子氏（再任） 住所 大上区在住 任期 令和4年1月1日～ 令和7年12月31日</p> <p>議長を除く13名による挙手採決により、挙手全員で同意されました。</p>	<p style="font-size: 1.5em; font-weight: bold; text-align: center;">同意</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">人権擁護委員</p> <p>氏名 長谷川 あや子氏（新任） 住所 天屋区在住 任期 令和4年1月1日～ 令和7年12月31日</p> <p>議長を除く13名による挙手採決により、挙手全員で同意されました。</p>
--	--	--

※教育委員会委員とは、人格が高潔で教育や学術、文化に関し識見を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て任命します。

※人権擁護委員とは、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。